

魏晋時代の四征将軍と都督

越智, 重明

<https://doi.org/10.15017/2231021>

出版情報 : 史淵. 117, pp.1-31, 1980-03-31. 九州大学文学部
バージョン :
権利関係 :

魏晉時代の四征將軍と都督

越 智 重 明

は し が き

魏晉時代の四征鎮安平將軍と都督州諸軍事については、かつて別稿、「晋代の都督」（昭和三十二年「東方学」第十五輯）で若干論じた。最近小尾孟夫氏が「晋代における將軍号と都督」を発表され、右の旧稿を批判しておられる。

小尾氏は、筆者が魏西晋時代四征鎮安平將軍（それぞれの大將軍を含む。以下、それらを「四征」將軍という。）が都督州諸軍事（以下、州都督という。）を軍事的に支配統轄していたのは、「四征」將軍が都督を領職（小尾氏の表現）としていると否とは関係ないもので、「四征」將軍はそれ自体固定的な管轄諸州をもつていて、その管轄諸州内の州都督・刺史に対して軍事的支配を行った、としたことを疑問としておられる。小尾氏は魏晉時代、「四征」將軍の領職として州都督があるという観点から「四征」將軍と都督との関係を論じ、それが同氏の高論の基盤をなしている。ここでは「四征」將軍が州都督を領しない州を軍事的に支配することはありえない、という理解があるようである。（本稿の題目として用いた四征將軍、都督は右にあげたような意味のものである。その都督には、監州諸軍事、督州諸軍事を含む。）

筆者の旧稿は二十年以上も前のもので、いま読み返すと内容にあきたらぬところが多い。しかし、現在も「四征」將軍は魏時代、東、西、南、北の四方面に固定的な管轄州をもち、その管内の州都督・刺史に対し軍事支配を行っていたと考えている。ただし、そうした「四征」將軍は西晋時代には虚号化していたとされよう。いまそうした点をや

や詳しく述べてみよう。本来「四征」將軍は官号であり、州都督は職名であるが、かつて魏時代の「四征」將軍は都督とよばれることもあった。それは「四征」將軍が管轄する東、西、南、北何れかの地方全体について都督という職名をもっていたからである。同じく都督という職名であっても、「四征」將軍の場合はどちらかというとき時的なものとして起る各方面における外敵との対戦、動乱の鎮圧といったことに関する指揮を主任務とし、州都督の場合は恒常的なものとしての、州刺史のもつ軍兵の指揮、それに関連する財政的支配を主任務とする。それだけに両者の職務内容にはズレがある。魏時代「四征」將軍は管轄州のうちの州都督を兼ねることが多かったが、それは本来「四征」將軍と州都督とがそれぞれ自立した存在であることをふまえたものである。（両者がそれぞれ自立した存在であるということは、「四征」將軍がその官号を他に転しても依然として旧来通りの州都督でありえたところに窺われる。）しかし、「四征」將軍が州都督を兼ねた際、その軍事的な力は、少なくともその都督州について飛躍的に増大したと考えられる。さて、晋時代以降「四征」將軍は（旧来の職分から見た際）虚号化し、一方州都督の制はむしろ強化されるが、そこではいわば「四征」將軍と州都督との「主従」関係が変わり、州都督の方が主となってくる。その際、州都督は通常有力州の刺史であるが、その州都督は、有力州の刺史が一般に「四征」將軍を含む將軍号をもち、それによって軍勢力を有するという形態と一体化することがめだってくる。（ただし、南朝の後半になると、刺史が將軍号をもたないで都督となる形が現われる。）ここでは「四征」將軍は各官職間のつながり、官品の程度、といった純官制面から無視できないものであるけれども、かつての性格から見れば虚号化し、州都督制、州刺史領兵制にあっても単なる一將軍としての性格をもつに過ぎなくなっていると考えられるのである。

本稿は右のような理解をもって魏晉時代の「四征」將軍と州都督とを考察しようとするものである。

魏時代、「四征」將軍は、東、西、南、北それぞれの方面において軍事的機能をもっていた。それを裏づけするのは自らが都督であるということである。本節は主としてそれをとりあげる。

隸釈に後漢末魏王曹丕に尊号を上げた官人の名がのっている。そのなかに、

使持節行都督督軍鎮西將軍東鄉侯臣真・使持節行都督督軍領揚州刺史征東將軍安陽鄉侯臣休・使持節行都督督軍征南將軍平陵亭侯臣尚・使持節行都督督軍徐州刺史鎮東將軍武安鄉侯臣霸

が見える。これについては補足して述べるべきことがある。隸釈の官職と魏志の官職とでは在職の時期（など）についてズレがある。例えば、三国志集解魏志^九曹休伝に、曹休について、右の隸釈の記述を正しいとする前提をもって、潘眉曰、公卿上尊号奏云、使持節行都督督軍征東將軍安陽鄉侯臣休。延康中所署官爵已如此。本伝載在（魏）黄初三年後。当以碑為正。

と記しているが、そこにズレが見える。また、隸釈では夏侯尚が後漢末文帝即位前（王位にあったとき）（平陵亭侯）征南將軍となつているが、魏志^九夏侯尚伝では夏侯尚が（平陵郷侯）征南將軍となつたのは文帝即位後のことで、王位にあつたときのことではない。ところで、三国志集解魏志^二文帝紀には、曹休らについて、

其生平官爵与碑不甚相合。或史有欠漏。不敢質以為実也。

とあるが、曹休・夏侯尚の場合、隸釈に示されている官職が魏志においてそれよりもあとの時期の官職とされていることについては、隸釈の方にのちの時点の魏志に示されている官職が投影されている、として理解すべきである。六朝にあつては、のちの時点の官職が問題とする時点に投影されるのは別に珍らしいことではない。なお、魏志文帝紀の注に、魏王曹丕が受禪する過程のこととして、

於是、侍中辛毗劉曄散騎常侍傅異衛臻尚書令桓階尚書陳矯陳群給事中博士騎都尉蘇林董巴等奏曰とある。このうち、衛臻の散騎常侍、陳矯・陳群の尚書は正しいが、辛毗・劉曄の侍中、桓階の尚書令は何れも魏王

が即位したとき就いた官である。右については、もともと上奏文には正しい官職が記されていた筈である。それにもかかわらず、のちその上奏文を記すにあたり、その時点よりのちの官（職）が代って記されている、として理解すべきである。こうしたことはさきの見解をささえるところがあるう。

ここで改めて注目したいのは、隸釈において「四征」將軍がすべて都督であることである。いまこの点について考えてみよう。

晋書^{七四} 傅咸伝に、傅咸の上言をのせているが、そのなかに、

旧都督有四。今并監軍乃盈于十。

とある。資治通鑑はこの上言を西晋の咸寧五年の条にかけているが、その胡三省注に、

魏初置都督諸軍、東南以備吳、西以備蜀、北以備胡。隨其資望輕重、而加以征鎮安平之号。有四而已。其後增置、有都督鄴城守諸軍・都督秦雍涼諸軍・都督梁益諸軍・都督荊州諸軍・都督揚州諸軍・都督徐州諸軍・都督淮北諸軍・都督并州諸軍・都督幽州諸軍・都督并州諸軍。凡十。其資輕者為監軍。

とある。これはかつて地域対象の都督が三つしかなかったが、それらに征鎮安平の四号があるので四都督となる。のち十の細分された地域を対象とする都督が生じたので十都督となる。とするものである。この都督の四号と十個との理解は、後者については正しいが、それに対応させるためには都督の四号をあげるべきでなく、地域の四方（東、西、南、北）をあげるべきである。なお、少なくとも（文字通りの）四征將軍は魏建国時すでに存在していたと考えられる。こうした理解は必ずしも傅咸の上言の本旨にかなうものであろうが、そうするとこれは「四征」將軍が都督号をもっていたのを察せしめることとなる。

つぎに「四征」將軍のもつ都督の具体像について見てみよう。魏志曹休伝に、

（大將軍）夏侯惇薨。以休為鎮南將軍飯節都督諸軍事。

とある。夏侯惇が死亡したのは延康元年四月のことで、魏王が即位する数箇月まえである。そこに曹休が鎮南將軍、節都督諸軍事とされたとあるが、いまとりあげている都督はこの（南の方面の）都督諸軍事に該当しよう。また、魏志^九夏侯尚伝に、夏侯尚について、

文帝踐阼、更封平陵鄉侯。遷征南將軍領荊州刺史假節都督南方諸軍事。

とある。資治通鑑は夏侯尚が征南將軍になったのを黄初元年のこととしているが、そのように考えて差支えなからう。のち夏侯尚は征南大將軍となっているが、黄初三年には征南大將軍としての活躍が見える。その都督南方諸軍事たることは当然続いていたであろう。この征南の南と相重なると思われる南方は、必ずやその都督の方面のことであらう。

ところで、魏志^{十六}滿寵伝に、征東將軍滿寵に關し、

其明年^{（太和五年）}吳將孫布遣人詣揚州、求降。辞云、道遠不能自致。乞兵見迎。刺史王凌騰布書、請兵馬迎之。寵以

為必詐。不与兵。…寵会被書当入朝、敕留府長史。若凌欲往迎、勿与兵也。凌於後索兵不得。乃單遣一督、將步騎

七百人、往迎之。布夜掩擊。（下略）

とある。この敕は長官滿寵の命令をいう。この記事は「四征」將軍が自ら軍兵をもっていたのを示している。さて、魏志^{十九}毋丘儉伝の裴松之注（以下、三国志について注というのは、すべて裴松之注のことである）に見える毋丘儉等の上表のなかに、

臣輒上事、移三征及州郡国典農、各方慰所部吏民、不得妄動。

とある。当時毋丘儉は鎮東將軍であった。ここに見える移は、命令系統にない官衛に文書を送るときに用いるものである。また、典農官は典農屯田民を支配するものである。右の「三征及州郡国典農」は、要するに、毋丘儉が権臣司馬氏に対抗して挙兵したとき中央の官人・中央官である度支尚書の支配下にある度支屯田民と、鎮東將軍の支配下の

人々とを除く全国各地の人々を対象とし、それをそのような形で示したものである。それは自ら（中央直轄分を除く）全国各地が（兵戸を含み）「四征」將軍と典農官との支配下にあるのを察せしめるに足る。（この際、三征ひいては四征は（「四征」將軍中の）三征ひいては「四征」將軍を象徴的に示すもので、現実には、四鎮將軍以下であっても差支えない。）以上のようなことは、「四征」將軍が少なくとも軍事面で全国を掩う地方常置の最高軍事官なるべきを察せしめる。これはさきに見たところをささえることになろう。（典農官は特殊な性格のもので、典農屯田民は州郡民_二編戸でない。従っていまとりあげている限りではそれを捨象して差支えない。）

ちなみに、資治通鑑_{十五七} 魏邵陵厲公嘉平四年の条に、

是時征南大將軍王昶征東將軍胡遵鎮南將軍毋丘儉等、各獻征吳之計。朝廷以三征計異、詔問尚書傅嘏。とある。この原拠は、魏志_{十一卷} 傅嘏伝に、

時論者議欲自伐吳。三征獻策各不同。詔以訪嘏。

とあり、魏志_{四卷} 齊王紀嘉平四年十月の条に、

詔征南大將軍王昶征東將軍胡遵鎮南將軍毋丘儉等、征吳。

とあるものである。右の胡三省注に、

漢置四征將軍。謂征東征西征南征北也。其後又置四鎮將軍。有功進号、則自鎮為征。毋丘儉方為鎮南。而曰三征。史概言之。

とあるが、ここに窺われる発想にあっても四征で「四征」將軍を表現するということ想定すべきである。

なお、魏志曹休伝を見ると、曹休について、

遷征東將軍領揚州刺史。（文）帝征孫權、以休為征東大將軍假黃鉞、督張遼等及諸州郡二十余軍、擊權。…拜揚州牧。明帝即位。…遷大司馬。都督揚州如故。

とある。曹休が征東大將軍になったのは、文帝が黃初三年十月自ら孫權を征したときである。この記事は（右には見えないけれども）曹休がある時点で都督揚州諸軍事になっていたこと、及び曹休が「四征」將軍をやめてからも引続きそれが残っていたことを示している。魏志滿寵伝に、明帝の太和二年大司馬として薨じた曹休に關し、是歲、休薨。寵以前將軍、代（休）都督揚州諸軍事。

とあるのは後者を証する。第二節で述べるように、「四征」將軍はその任務とする方面のうちの州都督や刺史を兼ねることがある。これはその一例をなす。しかしこの州都督（都督揚州諸軍事）は「四征」將軍が必然的にもつものではなく、その故に右のようなことが生じたのであろう。

また、魏志^{卷七}王昶伝を見ると、王昶は征南大將軍から位を驃騎將軍に進められているが、その際、都督荆予諸軍事たることは故のようであった。これについても右のようなことを想定すべきであろう。

以上見たところから、「四征」將軍が自ら軍兵をもち、かつそれぞれ東、西、南、北の各方面を管区とし、現地の最高軍事指揮官として活躍すべきであったのが察せられる。ただし、その支配には大きい限界があり事が起った際にあつても「四征」將軍は自動的に管下各州の召兵権を發動することはできず、また平時にあつては（その州の刺史を兼ねぬ限り）州の兵権を直接にぎっていたわけではない。いまそうした点を見てみよう。まず前者の場合、魏志滿寵伝に、（太和）四年、拜寵征東將軍。其冬孫權揚声、欲至合肥。寵表召亮予諸軍。皆集。賊尋退還。被詔罷兵。寵以為、今賊大舉而還。非本意也。此必欲偽退以罷吾兵、而倒還乘虛、掩不備也。表不罷兵。後十余日、權果更來到合肥。城。不克而還。

とある。この上表して亮予二州の兵を召し、またまた詔によってその兵を罷めるといふのは、「四征」將軍が各州において召兵権をもつていなかったのを物話しているとすべきである。⁽⁵⁾ちなみに、「四征」將軍の東の方面に亮予二州が入った場合としては、他に、亮州については、魏志^{卷二}鄧艾伝に、

（前略）呉大將軍孫峻等号十萬衆、將渡江。鎮東將軍諸葛誕遣（揚威將軍兖州刺史鄧）艾、拋肥陽。とあり、予州については、魏志^{卷三}王基伝に、王基について、

遷鎮南將軍都督予州諸軍事領予州刺史。…諸葛誕反。基以本官行鎮東將軍都督揚予諸軍事。

とある際の後者があげられる。（右に鎮東將軍が兖州刺史を軍事的に支配したとあるが、その点はつきにふれる。）

ただし、とくに大規模な軍事行動が起されるときには、恐らく特別の指令が出されているのであろうが、「四征」將軍が（その州の州都督でないのに）刺史を軍事的に支配していることもある。例えば、魏志鄧艾伝を見ると、毋丘儉の反のときのこととして、

（前略）（文）欽奔呉。呉大將軍孫峻等号十萬衆、將渡江。鎮東將軍諸葛誕遣艾拋肥陽。

とあるが、鄧艾は当時兖州刺史であった。

つぎに後者の場合であるが、右のような状態であれば、「四征」將軍は平時州兵の指揮権を直接にぎっていなかったとして大過なからう。

ただし、「四征」將軍が自ら刺史を兼ねたとき、「四征」將軍はその州のもつ軍事力を整備し掌握することになる。魏志^{卷十六}杜恕伝に、

俄而鎮北將軍呂昭領冀州。（杜恕）乃上疏曰、…今大魏奄有十州之地。…今荆揚青徐幽并雍涼緣辺諸州皆有兵矣。

其所恃内充府庫、外制四夷者、惟兖予司冀而已。臣前以、州郡典兵、則專心軍功、不動民事。宜別置將守、以尽治理之務。而陛下復以冀州寵秩呂昭。冀州戸口最多、田多墾闢。又有桑棗之饒。国家徵求之府。誠不当復任以兵事也。若以北方当須鎮守、自可專置大將、以鎮安之。計所置吏士之費、与兼官無覺。（下略）

とある。これは荆州等縁辺の八州とそのほかの兖州等の四州とを分けて記している。さきの州の刺史が直接軍事力をもっているのは明かである。あとの州の刺史の場合、刺史は経済的に軍国の政をささえるところに、軍事力もち、

四夷を制するのに役立つものであったのが示されている。ここで直接問題としているのは後者の旧来のありかたであるが、右は「四征」將軍が前者、後者を通じ刺史を兼ねたときその州の軍事力を掌握すべきを察せしめよう。なお、魏志^{九卷}曹爽伝の注に引く魏略に、桓範について、

又聞当転爲冀州牧。是時冀州統屬鎮北。而鎮北將軍呂昭才實仕進、本在範後。範謂其妻仲長曰、我寧作諸卿、向三公長跪耳。不能爲呂子展(子展は昭の字)屈也。…範亦竟称疾、不赴冀州。

とあるが、この際桓範が冀州牧となれば、鎮北將軍呂昭は冀州牧桓範を軍事的に支配することになる。ちなみに、魏志^{十卷二}王凌伝に、王凌について、

文帝踐阼、拜散騎常侍。出爲兖州刺史、与張遼等、至広陵討孫權。…有功。封宜成亭侯、加建武將軍。

とある。ここに見える兖州は、さきに杜恕伝であとの州としたのに入る。これは単車刺史であった兖州刺史が当時軍事力を持っていたのを示しているとしてよからう。

論を進めよう。第一に、同時期に同一方面の「四征」將軍が二人いたことについてであるが、魏志^{十卷三}諸葛誕伝に、甘露二年征東大將軍都督揚州諸軍事諸葛誕が反したときのこととして、

大將軍司馬文王督中外諸軍二十六万衆、臨淮討之。大將軍屯丘頭、使(王)基及安東將軍陳騫等、四面合圍。(下略)とある。ここに王基と陳騫とが見えるが、王基の場合、魏志王基伝を見ると、王基は鎮南將軍都督予州諸軍事領予州刺史であったが、

諸葛誕反、基以本官行鎮東將軍都督揚予諸軍事。

とあり、陳騫の場合、晋書^{十卷三}陳騫伝に、

会諸葛誕之乱、復以尚書行安東將軍。

とある。これらから東の方面における軍事力行使にあたり、王基と陳騫との兩人にそれぞれあえて本官を以て鎮東將

軍と安東將軍との事を行わたのがわかる。そのことは、当時やはり東、西、南、北の四方面を軍事上管轄するものとして「四征」將軍が機能していたのを察せしめるに足る。さらにいうと、晋書^{十三}石苞伝に、石苞について、

（前略）乃遷為奮武將軍假節監青州諸軍事。及諸葛誕舉兵淮南、苞統青州諸軍、督兗州刺史州泰徐州刺史胡質、簡銳卒為游、以備外寇。

とある。これは諸葛誕が反したとき、石苞に本来命令系統にない刺史をとくに支配させたのを示している。これはその必要に応じてのことである。しかし、王基と陳騫とにとくに鎮東將軍と安東將軍との事を行わたというのは、右のような本来無関係のもの間におけるのとは違って、その將軍号が刺史支配に有効であったからとしてよからう。

ところで、右では同一時期に同一方面に二人の「四征」將軍がいることになる。また、魏志王昶伝を見ると、王昶は征南大將軍都督荆予州諸軍事であった。魏志齊王紀嘉平三年の条によると、王昶が征南大將軍となつたのは嘉平三年四月のことであるが、同年十一月に征南大將軍王昶のほかに鎮南將軍毋丘儉がいる。これも同一時期に同一方面に二人の「四征」將軍がいた例となる。こうした際、上位のものを下位のものが助け、両者が力をあわせて事にあつたとすべきであろう。

ちなみに、魏志^{九卷}夏侯惇伝の注に引く魏略に、

文帝少与（夏侯楙）親。及即位、以為安西將軍持節、承夏侯淵処、都督関中。

とある。第二節で述べるように、宋書百官志上では、州都督は文帝の黄初二年に始めて置かれたとある。晋書^{卷十四職官志}ではそれを黄初三年のこととしている。この際、夏侯淵が後漢極末征西將軍として死亡し、夏侯楙が文帝が即位するに及んで安西將軍となつたことと考えると、右の「都督関中」の都督はいまだ職名として成立しておらず、それだけにその都督は「都督す」と読むべきことにならう。ところで、夏侯楙の右の安西將軍都督関中は文帝在位中続いている。夏侯楙が夏侯淵の処を承け、関中に都督したというのは、蓋し、夏侯淵が西の「四征」將軍であつたが、そ

のあとをうけ、西の「四征」將軍となったことを指しているとすべきであろう。

さて、魏志^{四卷}高貴郷公紀正元二年八月の条に、

辛亥、蜀大將軍姜維寇狄道。雍州刺史王経与戦洮西、大敗。還保狄道城。辛未、以長水校尉鄧艾行安西將軍、与征西將軍陳泰、并力拒維。

とある。このことに関し、魏志^{十卷}二陳泰伝に、王経の敗前のこととして、

(前略) (征西將軍仮節都督雍涼諸軍事陳) 泰敕(雍州刺史王) 経、進屯狄道、須軍到、乃規取之。

とあり、王経の敗後のこととして、

(姜) 維乘勝困狄道。泰軍上邽、分兵守要。晨夜進前。鄧艾胡奮王秘亦到。即与艾秘等分為三軍、進到隴西。(下略) とある。また、魏志鄧艾伝に、長水校尉であった鄧艾について、

行安西將軍。解雍州刺史王経困於狄道。維退駐鐘提。乃以艾為安西將軍仮節領護東羌校尉。

とある。鄧艾に安西將軍を行わせたのは正元二年八月のことであり、姜維が退いて鐘提に駐ったのは正元二年九月のことである。(この際、陳泰の都督雍涼諸軍事の職分は、雍州刺史王維を軍事面で支配したにしても、何ら鄧艾を支配すべきものでない。) かくて、右の際の征西將軍、安西將軍は広く西方の軍事に任ずる將軍としての機能をもつ、ただし、征西將軍が安西將軍の上位にあるだけに現実にはその総指揮官的性格をもっていたであろう、といった形で理解すべきことになろう。前引のように高貴郷公紀に、「以長水校尉鄧艾行安西將軍、与征西將軍陳泰、并力拒維。」とあるのは、こうした理解をもつて見るべきであろう。ところで、魏志高貴郷公紀正元二年十一月の条に、

癸丑、詔曰、往者洮西之戰、將吏士民或臨陳戰亡、或沈溺洮水。骸骨不收、棄於原野。吾常痛之。其告征西安西將軍、各会部人於戰処及水次、鉤求屍喪、收斂藏埋、以慰存亡。

とある。「洮西之戰」とは、正元二年八月王経が洮西で戦い敗れたのを指している。この征西將軍、安西將軍はそれ

ぞれ陳泰、鄧艾をいう。この詔は十一月現在において出動軍が内部的に征西將軍と安西將軍との隸下に分けられていたのを示しているとされよう。同じ「四征」將軍の資格をもつ兩將軍が現実同一の將兵に連名で命令を下すといったことはありえないことであろうから、右のようなことのあるのはむしろ当然であるとされよう。なお、鄧艾は甘露元年七月、安西將軍領護東羌校尉から鎮西將軍都督隴右諸軍事となっている。その領護東羌校尉、都督隴右諸軍事についてであるが、安西將軍、鎮西將軍の本来の職分のなかに東羌、隴右地方の軍事的支配があるが、右はそれをいわずに一つ次元の下ったところで排他的に掌握した、という一面をもつものであろう。

ただし、魏志毋丘儉伝に、毋丘儉について、

遷左將軍假節監予州諸軍事領予州刺史。転為鎮南將軍。諸葛誕戰於東関、不利。乃令誕儉対換。誕為鎮南都督予州、儉為鎮東都督揚州。

とあり、魏志諸葛誕伝に、

太傅司馬宣王潛軍東伐、以誕為鎮東將軍假節都督揚州諸軍事、封山陽侯。諸葛恪興東関、遣誕督諸軍討之、与戰不利、還。徙為鎮南將軍。

とある。両記事をあわせ見ると、毋丘儉が鎮南將軍であつたときあわせて都督予州諸軍事であつた蓋然性もあるといえよう。ところで、すでに述べたように、鎮南將軍毋丘儉と同時に征南大將軍都督荆予州諸軍事王昶がいる。かくて予州の州都督が同時に二人いたことも想像できるが、もしそうであれば、恐らく（「四征」將軍が同時に同一方面に二人いるときと同様）相助けて事にあたつたのであろう。

以上見てきたところに窺われるように、「四征」將軍は東、西、南、北の各方面の外敵との対戦、動乱鎮定などをその主任務としたと考えられる。

二 魏時代の州都督

宋書^{卷三十九}百官志上に、

魏文帝黃初二年、始置都督諸州軍事。或領刺史。

とある。この記事は黃初二年に始めて州都督が置かれ、その州都督がときとして刺史を領するようになったとするものである。この黃初二年という年次は他にそれを傍証するものはないようである。また、第一節でふれたように、それを黃初三年とするものもある。しかし本稿の考察にあつては、その年次に若干のズレがあつてもさして影響はないので、右を正しいとして論を進める。さて、魏志毋丘儉伝に、毋丘儉について、

遷左將軍假節監予州諸軍事領予州刺史。

とあり、晋書^{卷三十八}琅邪王伉伝に、魏末の司馬伉について、

拜右將軍監兖州諸軍事兖州刺史。

とあり、晋書^{卷四十二}王渾伝に、西晋初期の王渾について、

軫征虜將軍監予州諸軍事假節領予州刺史。

とあるのは、州都督が刺史を領した例である。一方、魏志曹爽伝の注に引く魏略に、桓範について、

遷征虜將軍東中郎將使持節都督青徐諸軍事、治下邳。与徐州刺史鄒岐争屋。

とあるのは、(少くとも徐州については)州都督が刺史を領していない例である。また、魏志滿寵伝に、

寵以前將軍、代(曹休)都督揚州諸軍事。

とあり、魏志^{卷七}趙儼伝に、趙儼について、

復為尚書。出為予州諸軍事。

とあり、魏志王昶伝に、のちに見るように、司空王昶が都督荆予諸軍事であったのが記され、魏志曹休伝に、第一節で見たように、大司馬曹休が都督揚州諸軍事であったことが記されているのも、州都督が刺史を領していない例である。こうした州都督はもとも「四征」將軍がそれと一体化したものとしてみても、都督とは別のものとすべきである。

ところで、魏志^{九卷}曹真伝に、

文帝即王位、以真為鎮西將軍假節都督雍涼州諸軍事。

とある。曹真是黃初三年まで右の官職に就いている。また、魏志^{卷十八}臧霸伝に、臧霸について、

文帝即王位、遷鎮東將軍、進爵武安鄉侯、都督青州諸軍事。及踐阼、進封開陽侯、徙封良成侯。…明帝即位、增邑五百。并前三千五百戶。

とある。これは鎮東將軍臧霸が黃初二年より前に「都督青州諸軍事」であったのを示している。こうした都督は宋書百官志上の記述に従うと、少くともその最初は都督す、と読むべきことになろう。右のような「都督雍涼州諸軍事」、「都督青州諸軍事」の類が、のち「四征」將軍の兼ねる州都督として整齊統一されて行くのである。また、一旦成立した州都督は、必ずしも「四征」將軍とは結びつかないでそれ自体として自立する。その自立の一端はさきの第一節の考察に窺われよう。

さて、宋書百官志上では、驃騎將軍、車騎將軍、衛將軍の順序で三將軍について述べ、その車騎將軍の項に、

魚豢曰、驃騎為都督、儀與四征同。若不為都督、雖持節、屬四征者、與前後左右雜號將軍同。其或散、遷從文官之例。則位次三司。

とあり（以下、前記事という。）、続いて、

晉宋車騎衛不復為四征所督也。

とある（以下、後記事という。）驃騎將軍、車騎將軍、衛將軍は、前記事と後記事において互文をなしている。前記

事は概括的に魏一代のことについて述べているとすべきである。なお、晋宋時代その官の位次は驃騎將軍、車騎將軍、衛將軍となり、何れも第二品官である。一方、のちにふれるように、魏時代（少くとも魏末）には車騎將軍が驃騎將軍より上位にある。従って右の百官志の順次は晋宋時代のものであることが想定される。ところで、魏志王昶伝に、征南大將軍儀同三司であつた王昶について、

進位驃騎將軍。

とある。これをあわせ考えると、前記事にあつては官次面で驃騎將軍（単独）が四征將軍（単独）よりも上位にあつたとすべきであろう。

さて、魏志王昶伝によると、王昶はさきに征南將軍假節都督荆予諸軍事であり、ついで征南大將軍に遷つてゐる。また、驃騎將軍王昶がさらに司空に遷つたときのこととして、「持節都督如故。」とある。これは王昶が驃騎將軍のときにも持節都督であつたのを物語つてゐるが、それだけに、驃騎將軍王昶の都督は都督荆予諸軍事とすべく、その持節はさきの假節が持節に進められたものとすべきであろう。この王昶の場合は前記事の「驃騎為都督、儀与四征同。」の例となるであろう。なお、驃騎將軍王昶は都督であると同時に持節であるが、前記事に「驃騎為都督、儀与四征同。」とあるのは、そのあとの部分をあわせ考えると、単に都督であるというよりも、むしろその都督がいわば自動的に持節であることをふまえている、とした方がすつきりする。

なお、右は魏時代驃騎將軍が四征將軍よりも上位にあつたのを示しているが、車騎將軍、衛將軍についても同様のことがいえる。すなわち、魏志增郭淮伝に、征西將軍都督雍涼諸軍事であつた郭淮について、

（嘉平）二年、詔曰、…今以准為車騎將軍儀同三司。持節都督如故。（下略）

とある。この持節都督は持節都督雍涼諸軍事のこととすべきである。この記事は車騎將軍が四征將軍よりも上位にあつたのを察せしめ、同時に、右に見た驃騎將軍のありかたとこの車騎將軍のありかたとが同質的なるべきを考えさせ

る。また、魏志高貴卿公紀正元二年七月の条に、

以征東將軍胡遵為衛將軍。

とある。これは衛將軍が四征將軍の上位にあったのを示している。

ちなみに、魏志曹休伝に、征東大將軍都督揚州諸軍事であった曹休について、さきに述べたように、

遷大司馬。都督揚州如故。

とある。これは新たに大司馬に遷った四征將軍が依然州都督であった例となる。なお、大司馬は第一品官と考えられる。

ここで魏時代における四征將軍の官品及び四征將軍と驃騎・車騎・衛三將軍との關係をとりあげてみよう。宋書百官志上に、

魚豢曰、四征、魏武帝置。秩二千石。黃初中位次三公。漢旧、諸征与偏裨号同。

とある。ここに魏初四征將軍の位が三公（第一品官）に次ぐとある。これは当時四征將軍が第二品官であったのを推定させる。一方、通典卷六職官十八魏官置九品の第二品に、

諸四征四鎮車騎驃騎將軍諸大將軍

とある。これは四征將軍が第二品官であるという点で右と相応する。しかし、驃騎車騎二將軍が四征將軍の下位にあるという点はさきに見たところと合致しない。（この二將軍に衛將軍を加えて考えることができよう。）ところで、魏志九卷曹仁に、行征南將軍飯節から征南將軍を拜し、さらに車騎將軍となった曹仁について、

（文帝）及即王位、拜仁車騎將軍都督荆揚益州諸軍事。…孫權遣將陳邵執襄陽。詔仁討之。仁与徐晃攻破邵、遂入襄陽。使將軍高遷等徙漢南附化民於漢北。文帝遣使、即拜仁大將軍。

とある。(9)曹仁が大將軍となったのは黃初二年四月のことである。かくて、魏初、四征將軍よりも驃騎將軍が上位にあ

ったこと、及び大將軍がその車騎將軍よりも上位にあったことがわかる。さて、通典魏官置九品は、その第一品官に「諸国王公侯伯子男爵」がのっているのに知られるように、魏極末のものである。(少なくとも魏極末のもののがのっているといえるものである。)このように見てくると、魏官置九品中の右の第二品の順位が魏末のことなるべきが察せられよう。

さて、魏官置九品にはその第三品官に「諸征鎮安平將軍」が見える。第三節で述べるように、晋時代すでに「四征」將軍の虚号化が見える。その官品は第三品であるが、右は恐らくそうした新しい「四征」將軍のありかたの出現を察せしめるものである。さらにいうと、魏官置九品の第二品中に四征とならんで四鎮が見えることは、魏時代を通じて四鎮將軍が四征將軍と同様第二品官であったのを推測させる。その両者が魏官置九品において第三品にもなり、それだけに両將軍の官品が二・三品となったということは、具体的には魏末期一面において「四征」將軍そのものの地位の「低下」があったところに基くとする推定を可能とすることになろう。

つぎに、魏時代における四征將軍の驃騎等三將軍の軍事的支配についてであるが、前後兩記事から、魏時代、官制上驃騎等三將軍号をもつものが州都督であればそのものは四征將軍に降される(支配される)が、その儀が四征將軍と同じであったこと、及び州都督でなければ持節であっても四征將軍に属するが、その儀が前後左右雜号將軍が四征將軍に督された場合と同じであったということが理解される。ところで、前者の場合、驃騎等三將軍がそのもつ州都督の職分面で(魏末を除いて)自己よりも下位にある四征將軍の支配を受けることになる。後者にあっても下位のものの支配を受けるといふ点は同様のことになる。六朝においてその就いた官職面での實際的上下關係が、官界における官人としての職分、地位と必ずしも常には一致せず、かつその一致しないところに往々、歴史の真実がこいま見られるが、右いそについてもそうしたことがいえるわけである。ここで魏志卷三田六予伝を見ると、汝南太守田予について、

大和中、公孫淵以遼東叛。帝欲征之、而難其人。中領軍楊曄举予应選。乃使予以本官督青州諸軍事、假節、往討

之。：初予以太守督青州。青州刺史程嘉内懷不服。軍事之際、多相違錯。（下略）

とある。汝南は予州に属する。さきに第一節で辺州の青州が軍兵をもっていたことをあげたが、右にあっては青州刺史は必らずや軍兵をもっていたことであろう。魏官置九品によると州領兵刺史は第四品官、太守は第五品官である。そうすると右は一面で官品が下のものが、その上位にあるものを軍事面で支配していることになる。こうしたことも亦右の一例となろう。（ただし、右の都督はいわゆる都督のことではなく、都督す、と読むべきものかも知れない。しかしそうであってもそのことは右の見解を否定しない。）なお、司空、大司馬で州都督であるような場合、四征（鎮）將軍との儀制上の措置があつたことが予測されるが、具体的なことはわからない。

三 晋時代の「四征」將軍の虚号化と州都督

第二節で見た宋書百官志上の記事は、晋宋時代、驃騎等三將軍について、それらが州都督持節となつていても、その州の存在する東、西、南、北何れかの方面を管する四征將軍がそれを軍事面で督しなくなつたのを示しているが、それは結局「四征」將軍の虚号化と州都督制の強化とを意味する。本節はそうしたことをとりあげる。⁽¹⁰⁾

まず、魏末期蜀を滅ぼしたときと西晋時代呉を滅ぼしたときとで、「四征」將軍のもつ機能が違つていたことについてであるが、蜀を滅ぼしたときは、魏志鄧艾伝に、

（景元）四年、秋、詔諸軍、征蜀大將軍司馬文王皆指授節度。

とあるが、文王司馬昭が征蜀大將軍として総指揮官となつている。ところで、魏志^{卷十六}鐘会伝に、

四年、秋、乃下詔、使鄧艾諸葛緒各統諸軍二万余人。

とあり、

会移檄蜀將軍士民曰、：征西雍州鎮西諸軍、五道並進。

とあるが、鄧艾は征西將軍都督隴右諸軍事であり、鐘会是鎮西將軍假節都督関中諸軍事であり、諸葛緒は雍州刺史であつた。この際雍州刺史諸葛緒は征西將軍、鎮西將軍と軍を並べ進めているにしても、軍事命令系統上都督雍右諸軍事の隸下にもあつたと考えられる。

右の際、「四征」將軍としての征西將軍、鎮西將軍の旧来の機能は正常に發揮されていた、少くともそのように考へるといへよう。なお、第一節で見たように、魏の甘露二年諸葛誕が反したときの「四征」將軍の活躍はそれが本来の機能をもつていたのを窺わせる。

つぎに、西晋の咸寧五年から翌年太康元年にかけての平呉の役にあつては、晋書^{十卷} 賈充伝に、賈充について、乃受節鉞、將中軍為諸軍節度。

とあるが、賈充が総指揮官となつている。ところで、晋書^{十一卷} 王濬伝に、王濬について、初詔書、使濬下建平、受杜預節度、至秣陵、受王渾節度。

とある。なお、のち武帝が王渾の節度を受けなかつたとして王濬を責めたとき王濬は自理して、又前被詔書、云、太尉賈充總統諸方、自鎮東大將軍卬及渾濬彬等皆受充節度。無令臣別受渾節度之文。

といつている。しかし、王渾の節度を受けるべしとする詔が出たことは事実である。何れにしてもここで注目したいのは、王渾が安東將軍使持節都督揚州諸軍事であり、杜預が鎮南大將軍都督荊州諸軍事であり、王濬が平東將軍假節都督益梁諸軍事であつたことである。(東莞王卬は鎮東大將軍假節徐州諸軍事であり、唐彬は監巴東諸軍事であつた。)かくて、「四征」將軍という観点から見ると、平東將軍王濬が鎮南大將軍(杜預)のところを過るときその節度を受け、安東將軍(王渾)のところに至るとその節度を受けるべしとされたことになる。長江の流れに随つて下つてきただけに、軍事行動上王濬がさきに杜預について王渾の隸下にあるのはむしろ当然であるが、それにしても右のような軍事上の指揮が現われていることは、「四征」將軍が虚号化していたのを側面から物語つていゝとして大過なからう。さ

て、さきに第一節で西晉時代の傳咸の言葉をのせたが、それはかつての「四征」將軍を都督として表現し、その時点では州都督がそれにとって代ったものとしているものである。資治通鑑によるとこの上言は咸寧五年に行われている。このことは自ら右と相応するところをもっている。

右に窺われる「四征」將軍の虚号化は、裏からいうと州都督制の強化である。ここで晋書十六 祖逖伝を見ると、

（前略）会朝廷將遣戴若思為都督。逖以、若思是吳人。雖有才望、無弘致遠識。且已翦荆棘、收河南地、而若思雍容、一旦來統之。意甚快快。（下略）

とある。祖逖は鎮西將軍予州刺史であつたと考えられるが、戴若思の任せられたのは征西將軍都督司兗冀雍并六州諸軍事司州刺史である。祖逖は戴若思が自らを支配したことをその一因として憤死する。もし「四征」將軍が旧來通り機能していたら、鎮西將軍のもつ予州刺史を征西將軍が予州都督として支配するといったのはむしろ副次的なことである。しかし右にあつてはそれが両者の支配服従關係を決定的なものとしている。祖逖が死亡したのは東晉極初太興四年のことであるが、これは「四征」將軍の虚号化と州都督制の強化とをよく物語っている。

ここで晋書卷八十四 王恭伝を見ると、

其後、帝將擢時望、以為藩屏。乃以恭為都督兗青冀幽并徐州晉陵諸軍事平北將軍兗青二州刺史假節、鎮京口。初都督以北為号者、累有不祥。故桓冲王坦之刁彝之徒、不受領北之号。恭表讓軍号。以超受為辭、而実惡其名。於是改号前將軍。

とある。晋書附注には、これについて、

按、徐兗二州都督例以北為号。故有北府之称。如褚裒号征北大將軍、荀羨都曇号北中郎將、皆卒于鎮。范汪号安北將軍、以罪免。庾希号北中郎將、以罪誅。郗愔号平北將軍、亦以病去官。此皆在桓冲諸人之前者也。孝武寧康元年九月、刁彝以北中郎將鎮広陵、次年正月卒。其二月王坦之以北中郎將鎮広陵、次年五月卒。其月除中將軍桓冲為

鎮北將軍徐州刺史、鎮丹徒。沖以、刁王二人皆以北為号、相繼殞、乃辭鎮北之号。仍前中軍將軍。故沖伝云、以北中郎府并中軍也。刁彝王坦之皆為北中郎將。未嘗加鎮北之号。不受鎮北者、独桓沖一人。論歴官之年月、則刁最先、王次之、桓又次之。此伝價倒錯乱、以帝紀及三人伝、參攷之、黑白了然矣。

とある。かくて、王恭が平北將軍を受ける代りに前將軍となり、桓沖が鎮北將軍号を受けないで前通り中軍將軍として、旧来の北中郎將の府の構成員をそれに併せたことが知られる。こうしたことはもはや「四征」將軍（第三品官）が、前將軍（第三品官）や中軍將軍（官品未詳。恐らく第二品官か第三品官）と同様、特定の方面軍を支配するものでなくなっていたのを察せしめるに足ろう。

なお、晋書卷六陶侃伝に、陶侃が死亡したときのこととして、

成帝下詔曰、故使持節侍中太尉都督荆江雍梁交広益寧八州諸軍事荆江二州刺史長沙郡公（陶侃）、經德蘊哲、謀猷弘遠。作藩于外、八州肅清。勤王于内、皇家以寧。（下略）

とあり、さらに、

及都督八州、抛上流、握彊兵、潜有窺竅之志。每思折翼之祥、自抑而止。

とあるが、陶侃晩年の大勢力は「四征」將軍号とは無関係で、その実力は多分に八州の州都督たるところに基いていた。

ちなみに、宋書卷四謝晦伝に、謝晦について、

初為荊州。甚有自矜之色。將之鎮。詣從叔光祿大夫澹別。澹問晦年。晦答曰、三十三。澹笑曰、昔荀中郎年二十七為北府都督。卿比之已為老矣。晦有愧色。

とある。この荀中郎は東晋時代二十七歳（二十八歳という説もある）で北中郎將となった荀羨のことである。この北府都督は北中郎將のことであるが、そうした際の都督は軍事を総管するもの、といった意味であろう。

ところで、晉時代「四征」將軍が虚号化して行くのと一見相反するようなことがある。それは「四征」將軍がそれ自体として第三品官であるにもかかわらず、大將軍となった際第一品官となっていることである。いまその点について考えてみよう。晉書職官志に、

(A) 驃騎已下及諸大將軍、不開府、非持節都督者、品秩第二。

(B) 其仮節為都督者、所置与四征鎮加大將軍、不開府為都督者、同。

(C) 四征鎮安平加大將軍、不開府持節都督者、品秩第二。

(D) 都督制、唯朝会祿賜、從二品將軍之例。然則持節都督無定員。

とある。通典^{卷三十七}職官十九晉官品を見ると、第二品官に諸征鎮安平將軍があり、第三品官に諸征鎮安平將軍がある。前者には当然四征鎮安平大將軍より外の大將軍が入りえる。それだけに(A)の驃騎已下及諸大將軍のうちの諸大將軍には、(C)の「四征鎮安平加大將軍」より外の大將軍（あとで見ると、驃騎伏波等大將軍）を想定しえる。ところで、通典晉官品には第二品官に諸持節都督があり、また晉書職官志では開府大將軍は「位從公（第一品官）」とされている。これをあわせ考えると、(C)の四征鎮安平大將軍は、開府せず持節都督でなければ第二品官である。ということになる。(C)の「不開府（為）持節都督者」と(A)の「不開府非持節都督者」とは同じ表現であるべきであるから、(A)の非は衍（恐らく正しくは為の誤り）となさざるをえない。蓋し、(A)（及び(B)の(x)）は「四征」大將軍を除くものについていっているであろう。このように見てくると、(B)の(x)には開府の文字を入れて読むべく、その(y)の「不開府為都督者」は「不開府為持節都督者」とすべきことが一応考えられるが、それはあくまで一つの推論である。

ところで、職官志には、また、

驃騎車騎衛將軍伏波撫軍都護鎮軍中軍四征四鎮龍驤典軍上軍輔國等大將軍…開府者、皆為位從公。

とある。(B)、(C)とこの記事をあわせ考えると、（この記事には四征四鎮だけしか出ていないが、）「四征」將軍で大將軍

（使持節、持節、假節）となつて開府しているものは第一品官、開府していないものは第二品官であつたのがわかる。

つぎに「四征」大將軍が開府として第一品となるということについてであるが、撫軍、鎮軍、龍驤、輔國等の諸將軍は「四征」將軍とともに第三品官である。それらが開府大將軍として第一品官となるということは、一言にしていえば將軍号のインフレーションの結果である。ただ「四征」將軍だけについて右のようなことがあるのであれば話は別であるが、数多くの第二品、第三品の將軍と同様に右のようなことがある以上、それが「四征」將軍号の強化に連なるとはいえないであらう。

なお、都督州のうちの自州以外も、非常事態になれば州都督の調発の対象になる。晋書^七 庾翼伝に、都督江荆司雍梁益六州諸軍事安西將軍荊州刺史であつた庾翼が中原出兵を行おうとしたときのこととして、

於是並發所統六州奴及車牛驢馬。百姓嗟怨。

とあり、晋書^七 桓温伝に、穆帝を戴く健康朝と都督荆司雍梁益寧交広八州諸軍征西大將軍領護南蛮校尉荊州刺史桓温とが不和となつたときのこととして、

雖有君臣之跡、亦相羈縻而已。八州士衆資調、殆不為国家用。

とある。資調とは資材調賦のことである。しかし尚書省で作る平時の予算にあつては単なる都督州の府の予算は、刺史の府のそれに較べるとさして大きいものではなかつたと思われる。南齊書^{十二} 予章文獻王疑伝を見ると、齊の建元元年予章王疑が驃騎大將軍南蛮校尉都督荆湘雍梁寧南北秦八州諸軍事荆湘二州刺史となつたときのこととして、

晋宋之際、刺史多不領南蛮。別以重人居之。至是有二府二州。荆州資費、歲錢三千万布万匹米六万斛。又以江湖二州米十万斛、給鎮府。湘州資費、歲七百万布三千匹米五万斛。南蛮資費、歲三百万布万匹綿千斤絹三百匹米千斛。近代莫比也。

とある。資費は尚書省の予算である。これは資費を荊州刺史の府、湘州刺史の府、南蛮校尉の府、鎮府に分けて記し

ている。鎮府というのは驃騎大將軍の府と州都督の府とのこととしてよかるうが、その平時の予算は荆湘二州の府の予算の合計に比べると少ない。これはややのちの史料であるが、右の推定をささえるころがあろう。（梁の天監の改革時まで州鎮の養兵費は尚書省の予算には組まれていなかった⁽³⁾）

四 補 論

本節はいままでふれなかった州都督、「四征」將軍の実態を若干見ることとする。

まず州都督府が通常さして軍兵をもっていなかったと思われる点についてであるが、晋書^{卷三十四}羊祜伝に羊祜の言をのせているが、そのなかに、

昔魏武帝置都督。類皆与州相近。以兵勢好合、惡離。疆場之間、一彼一此、慎守而已。

とある。この魏武曹操がおいたとする都督が、州段階においてはやがて州都督となつて行くのであるが、本来自立的機能をもつ職であるだけに、州都督そのものも亦自ら若干の軍兵をもっていたことが推測される。なお、晋書羊祜伝に、

泰始初、詔曰、…其以祜為尚書右僕射衛將軍、給本營兵。…帝將有滅吳之志、以祜為都督荊州諸軍事、假節。散騎常侍衛將軍如故。祜率營兵、出鎮南夏。

とあるが、右の州都督羊祜のもつ軍兵は本来衛將軍の府の軍兵であつたものであろう。また、晋書^{卷四十四}石鑿伝に、西晋初めの石鑿について、

軫尚書。時秦涼為虜所敗。遣鑿都督虜右諸軍事。坐論功虛偽、免官。

とある。この「都督」は都督す、と読むべきであらうが、そのことは州都督が自身ながしかの軍兵をもつべきであつたのを示唆する。しかし、そうしたことがあるにしても（少なくとも晋時代以降）州都督のもつ軍事機能の主体はや

はり刺史の軍兵の催督指揮とそれに関連する財政的支配とにあったと考えられる。いまその点を考えてみよう。

南齊書七六 百官志に、

普（武帝）太康中、都督知軍事、刺史治民。各用人。

とあり、北堂書鈔七七 設官部二十四刺史一百六十に、

王隱晉書云、太康三年、罷刺史將軍官。刺史依漢制、年一入奏事。

とあり、華陽國志八卷 大同志に、

（太康）三年、更以益梁州為輕車刺史、乘伝奏事。

とある。「輕車刺史」は單車刺史の誤りである。この三記事から天下統一後の処置として、太康三年刺史のもつ將軍号をやめて刺史に治民の事を専らにさせ、一方州都督には軍事を専らにさせたのがわかる。晉書十三 山濤伝に、

吳平之後、（武）帝詔、天下罷軍役、示海内大安。州郡悉去兵、大郡置武吏百人小郡五十人。

とある。ここに州郡悉く兵を去るとあるが、州についていえば右のような刺史を單車刺史とする形としてそれが現われているわけである。ところで、晉書十八 齊獻王攸伝に、文帝の弟齊王攸について、

太康三年、乃下詔曰、其以為大司馬都督青州諸軍事。侍中如故。假節。將本營千人親騎帳下司馬大車、皆如旧。

増鼓吹一部、官騎滿二十人。置騎司馬五人。余主者詳案旧制施行。

とある。この詔の出たのは太康三年十二月甲申のことである。結局齊王攸は青州に行かなかつたのであるが、その際のこととして、晉書十四 王渾伝に、

会朝臣立議齊王攸当之藩。渾上書諫曰、今陛下出攸之國、假以都督虛号。而無典戎幹方之實。

とある。この際刺史に軍事的機能がなくなっているのは不思議でないが、それにしても軍事を専らすべき州都督が虚号であるというのは、州都督がもともと自ら多数の軍兵をもっており、その主たる軍事的機能が刺史のもつ軍事的

機能の支配統轄にあつたのを察せしめるであらう。

ところで、晋書山濤伝には、右にあげたものに続いて、

帝常講武于宣武場。濤時有疾。詔、乗步輦從。因与盧欽論用兵之本。以為、不宣去州郡武備。其論甚精。于時咸以、濤不学孫吳而闇与之合。帝称之曰、天下名言也。而不能用。及永寧之後、屢有變難。寇賊竄起。郡国皆以無備、不能制。天下遂以大乱、如濤言焉。

とある。盧欽はすでに咸寧四年に死亡している（晋書卷十四盧欽伝）。従つて右の記事には多少混乱があるようであるが、何れにしても惠帝の永寧以後屢々變難があつたが郡国に備がなかつたのでそれを制することができなかったのは事実である。この大勢を改めるためには刺史が將軍号をもち軍事機能を發揮することが必要である。資治通鑑卷八晋太康元年の条には、

（前略）天下遂大乱。如濤所言。然、其後刺史復兼兵民政、州鎮愈重。

とある。州鎮は刺史が將軍号を帯びて軍兵をもつものである。かくてその社会的要請に應じて刺史が再び旧に復するようになった。この点は改めて論ずるまでもあるまい。なお、惠帝の年号は、永平、元康、永康、永寧、太安、永安、永興、光熙と続く。さて、華陽国志大同志に、

元康六年、復以梁益州為重州、遷益州刺史栗譏為梁州、加材官將軍。…揚烈將軍趙歐為益州刺史、加折衝將軍。とある。これは梁益二州の刺史が州鎮を形成したのを示しているが、資治通鑑卷八晋元康六年の条には、

是歲、以揚烈將軍巴西趙歐為益州刺史。發梁益兵糧、助雍州討氐羌。

とあり、梁州と益州との刺史が旧に復する必要のあつたのを察せしめる。

さて、南齊書百官志には、前引の記事に引続いて、

惠帝末乃并任。非要州、則單為刺史。

とある。これは惠帝の末年になると刺史が州都督を兼ねるに至ったのを示している。そこには刺史が將軍号をもつことが述べられていないが、以後要州刺史にあっては当然軍号をもつことも復活してくる。かくて、要州刺史が自州と他州との州都督を兼ね、通常それらが將軍号を帯びる、という大勢下に、いわゆる都督区の制度が強化されてくる。

ところで、そうした際、都督府に全く軍兵がいなかったわけではない。晋書^{十七}温嶠伝に、
因奏軍国要務。…其三曰、諸外州郡將兵者及都督府非臨敵之軍且田且守。

とあるのはそれを示している。しかし、都督府はやはり軍事統轄の府で、都督の機能は都督州たる自州と他州との軍事的統轄にあったと考えられる。宋書^{十五}庾悦伝に、東晋末のこととして、

盧循逼京都、以(庾悦)為督江州予州之西陽新蔡汝南潁川司州之松滋六郡軍事建威將軍江州刺史。…盧循平後、(劉毅)求都督江州。以、江州内地、治民為職。不宜置軍府。上表陳之曰、…況地在無軍、而軍府置。文武將佐資費非

一。…愚謂、宜解軍府、移治予章、処十郡之中、厲簡惠之政。…尋陽按蛮。宜有防遏。可即州府千兵以助郡戍。於是解悦都督將軍官、以刺史移鎮予章。毅以親將趙恢領千兵守尋陽、建威府文武三千、悉入毅府。符攝嚴峻、數相挫辱。悦不得志。疽發背、到予章、少日卒。

とある。劉毅はその求めによって都督江州諸軍事(衛將軍)となっている。右の際もし都督府にかなりの文武がいたのであれば当然それは都督江州諸軍事たる劉毅の府に入ったであろうが、そうしたことは全く見えない。元來劉毅は庾悦と不和であった。庾悦の力を削るということは一面で劉毅の庾悦に対するイヤガラセであるが、それをめぐる動きのなかに庾悦の州都督としての軍事力が、構造的にその州鎮(この際は刺史が建威將軍号をもつものとして構成した)の軍事力を統轄する力であったのが察せられよう。なお、当時兵戸制はおとろえて、軍兵の基幹をなすものは、原則的には徴兵であった。

つぎに、「四征」將軍号がその虚号化につれて、刺史の帯号の場合領兵刺史||有兵刺史として軍府を構成する際の

將軍号の一つになってしまったことについてであるが、晉書温嶠伝に、温嶠について、

咸和初、代庾瞻為江州刺史持節都督平南將軍、鎮武昌。甚有惠政。…又陳、予章十郡之要。宜以刺史居之。尋陽、浚江。都督庾鎮其地。今以州帖府、進退不便。且古鎮將多不領州。皆以文武形勢不同故也。宜選單車刺史、別撫予章、專理黎庶。詔、不許。

とある。この温嶠の上言は、現に江州刺史都督江州諸軍事平南將軍である自らの支配機構についての処置にからむものとしての、江州の刺史、將軍、州都督の処置についてのありかたを述べたものである。その際刺史が單車刺史となり、かつ州都督がそれとは分れるべきを説いているが、そこでの平南將軍はかつての「四征」將軍とは違って刺史の兼ねる単なる一將軍に過ぎなくなっているのが推測される。ところで、温嶠伝には、右の記述よりあとに、咸和二年に起った蘇峻の乱にあたり、平南將軍都督江州諸軍事江州刺史温嶠が陶侃の奮起を促した書をのせているが、その書中に、

惟僕偏当一州。州之文武、莫不翹企。

とある。この翹企は陶侃の兵の來たるのを翹企する意味である。蘇峻が反したとき温嶠は衆七千を擁していた。右の一州は温嶠の支配の「限度」を示しているが、それは具体的には江州の州都督と領兵刺史との両者として江州の軍事を握っていたところに出たものである、とすべきである。その際平南將軍は領兵刺史のもつ將軍号の一つに過ぎない。こうしたことは右の推測をささえるところがある。

最後に、南朝中期以降單車刺史も亦軍兵をもつようになつたと思われるが、それと州都督との關係にふれておく。

隋書^{卷十四}食貨志に、

若給刺史守令等、先准其所部人多少、由敕裁、凡如此。禄秩既通所部兵士、給之。其家所得蓋少。

とある。刺史のもつ軍兵の費用が資費に組み入れられるというのは、梁の天監の改革においてうち出されたものと考

えられる。⁽¹³⁾この改革においてうち出された官制の基本線は陳末まで継承されている。ところで、右は刺史がその職分として軍兵をもっていたこと、もしくは刺史が基本となってそれに州都督、將軍などの軍兵が附加されることを示唆する。ただし、その両者は相重なることを妨げない。

さて、隋書^{卷二}百官志上に、

陳承梁、皆循其制官。：其庶姓為州、若無將軍者、謂之單車。：凡單車刺史加督、進一品、都督進二品。不論持節
假節。(下略)

とある。これは單車刺史が州都督となりえたのを示している。ところで、陳書^{卷三}魯広達伝に、魯広達について、
(光大)元年、授通直散騎常侍都督南予州諸軍事南予州刺史。

とあり、また、

乃授都督北徐州諸軍事徐州刺史。尋加散騎常侍。

とある。散騎常侍はもちろん將軍号でないから、これは單車刺史が州都督となった例となろう。なお、陳時代通直散騎常侍は第四品官、散騎常侍は第三品官である。南予州刺史、徐州刺史は第四品官か第五品官かである。(ただし、同じ第四品官のなかでは州刺史より通直散騎常侍の方が上位にある。)右の百官志上の記事はあるいはこうした文官の「加官」さえもないものについていっているのかも知れないが、もしそうであるとすると後者の散騎常侍を加える前の状態がそれに該当しよう。また、陳書^{卷十四}南康愍王曇朗伝に帯叙している曇朗の子方泰伝に、方泰について、

(太建)六年、授持節都督豫章郡諸軍事豫章内史。

とあるが、これは内史が將軍号を帯びないで郡都督を帯びている例となる。

ここでとくに留意したいのは、本来州都督は職であるがそれがその結びつく官の官品を上昇させるということが出現した点である。「四征」將軍が虚号化したのち、官としての刺史と結びついた際、その州都督(州督を含む)が刺史

たるものの官品を進めたことは、それなりに都督制度の強化を示しているであろう。

ちなみに、陳書^{十一卷三}任忠伝に、施文慶について、

遷中書舍人。俄擢為湘州刺史。未及之官。…文慶心悅湘州重鎮、冀欲早行。（下略）

とある。当時重鎮であった湘州には恐らく州兵がいたことであろう。さきの隋書食貨志の刺史（なりその後身なり）はこうした州の刺史を含むのであろう。

〔注〕

（1）小尾孟夫氏、「晋代における將軍号と都督」（東洋史研究第三）^{（十七卷第三号）}

なお、小尾氏には、「曹魏における「四征」將軍」（広島大学教育学部紀要）^{（第2部第26号）}がある。

また、魏の都督については、竹園卓夫氏、「魏の都督」（歴史）^{（五一）}がある。

（2）一州内の某郡について、他州の都督が同時にその郡の都督郡諸軍事となることがある。その際の都督としての機能は州都督のそれに準じたものであろうが、本稿では問題を一応州都督に限定する。

なお、本節では、使持節、持節、假節はついでに考察は部分的なものに止める。また、中郎將についての考察は割愛する。

（3）拙稿、「魏王朝と士人」（史籍第百）^{（十一輯）}参照。

（4）拙著、『魏晉南朝の政治と社会』第一章「屯田」参照。

また、典農官については、西嶋定生氏、『東京大学文学部 研究報告』中国経済史研究』第二部第二章「魏の屯田制—特にその廃止問題をめぐって—」参照。

（5）もし滿龍が引続き都督揚州諸軍事であったとすれば、その都督州の「發兵」については上表して許可をえるのを必要としなかつたであらう。

（6）浜口重国氏、『秦漢隋唐史の研究上巻』第一部第十「魏晉南朝の兵戸制度の研究」参照。

- (7) 諸葛誕は新たに司空に召されているが、その軍事行動の基盤はあくまで征東大將軍都督揚州諸軍事たるところにあつた。
- (8) ここでは予州が鎮南將軍の管轄区から鎮東將軍の管轄区に変わっている。州によっては、それを管轄する「四征」將軍の方面が変ることがあるようである。
- (9) この記事のなかには飾詞もある(三国志集解魏志曹仁伝)。しかしそれは本稿の論者に影響ない。
- (10) 州都督制については、前掲、「晋代の都督」・嚴耕望氏、『中国地方行政制度史上編(三)・四卷中魏晋南北朝地方行政制度上册・下册』参照。
- (11) 官職のインフレーションの傾向については、宮崎市定氏、『九品官人法の研究』に指摘がある。
- (12) ・(13) 拙稿、「南朝州鎮の財政について」(『東晋史学』第二十四輯)参照。